

令和元年度 第1回津幡町総合教育会議 日程次第

日 時 令和2年2月17日（月）午後1時10分

場 所 津幡町文化会館「シグナス」1階 リハーサル室

1. 開 会

2. 協議・調整事項

(1) いじめ・不登校の現状について

(2) その他

3. 閉 会

※【委 員】

|       |     |     |
|-------|-----|-----|
| 町 長   | 矢 田 | 富 郎 |
| 教 育 長 | 吉 田 | 克 也 |
| 教育委員  | 山 本 | 祝 男 |
|       | 鳥 越 | 千 春 |
|       | 越 村 | 崇   |
|       | 渡 邊 | 加寿子 |

【出席説明員等】

|           |     |     |        |     |   |
|-----------|-----|-----|--------|-----|---|
| 学校教育課長    | 羽 塚 | 誠 一 | 生涯教育課長 | 宮 崎 | 寿 |
| 学校教育課指導主事 | 廣 谷 | 一 昌 |        |     |   |

【事務局職員】

|           |     |     |           |     |     |
|-----------|-----|-----|-----------|-----|-----|
| 総 務 部 長   | 小 倉 | 一 郎 | 教 育 部 長   | 竹 田 | 学   |
| 総 務 課 長   | 吉 田 | 二 郎 |           |     |     |
| 教育総務課課長補佐 | 細 山 | 美 幸 | 教育総務課庶務係長 | 藏 本 | あゆみ |
| 教育総務課施設係長 | 安 多 | 剛   |           |     |     |

## 津幡町総合教育会議の運営に関し必要な事項

### 第1 会議の招集

町長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第3項の規定により会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議の場所及び日時並びに会議において協議、調整すべき事項を教育委員会へ通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

### 第2 欠席の届出

委員は、会議の招集に応ずることができないときは、会議の開会前に、町長にその旨を届け出なければならない。

### 第3 議事進行

会議の議事進行は、教育部長が行う。

### 第4 説明員の出席

町長は、必要があると認めるときは、職員を会議に出席させ、協議、調整すべき事項について説明させることができる。

### 第5 傍聴

会議の傍聴の手続に関しては、津幡町教育委員会傍聴規則（平成20年津幡町教育委員会規則第9号）の規定を準用する。

### 第6 議事録

(1) 議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- ア 開会及び閉会に関する事項
- イ 出席者（傍聴人を除く。）の氏名
- ウ 協議又は調整に係る事項及びこれに関する出席者の発言
- エ その他町長が必要と認めた事項

(2) 町長は、議事録を作成したときは、遅滞なくこれを教育委員会教育部教育総務課のホームページで公表するものとする。

### 第7 総合調整連絡会の設置

- (1) 町長は、会議において協議、調整すべき事項について、事前に関係部局相互の調整を行うため必要があると認めるときは、総合調整連絡会を置くことができる。
- (2) 総合調整連絡会は、教育部長が主宰し、総務部長、総務課長、協議・調整事項に関係する部、課長をもって構成する。

### 第8 会議の庶務

会議の庶務は、総務部総務課の協力の上、教育委員会教育部教育総務課において処理する。

附 則

この事項は、平成27年7月7日から施行する。